

伝えたい 農地を守る気持ち

大田市 入石集落



1. 入石集落の活動

入石集落は、島根県の中央に位置する大田市のほぼ東端に位置し、地形は急峻で、斜面に農地が並んでいます。全世帯は25戸で、ほとんどの世帯が農業に従事しています。

集落では、平成12年度に始まった中山間地域等直接支払制度（前期対策）に取り組み、平成17年度からの新対策にも取り組んでいます。集落の20戸と集落外の3戸で協定を立ち上げ、農業により農用地を維持されるだけでなく、50aの耕作放棄地を復旧されました。この取り組みについて、協定の世話役のAさんに教えていただきました。

中山間地域等直接支払制度での耕作放棄地（平成20年3月時点）

耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落の判断によります。

《協定に位置付けた場合》

平成21年度までに復旧または林地化することを条件に、交付金が交付されます。

耕作放棄地を復旧した場合の交付金（円／10a）

	田に復旧	畑に復旧	草地に復旧	採草放牧地に復旧
急傾斜	21,000	11,500	10,500	1,000
緩傾斜	8,000	3,500	3,000	300

耕作放棄地を林地化した場合の交付金（円／10a）

	田を林地化	畑を林地化	草地を林地化	採草放牧地を林地化
急傾斜	11,500	11,500	10,500	1,000
緩傾斜	3,500	3,500	3,000	300

協定農用地の面積の3.5%以上に当たる耕作放棄地を復旧するか、復旧した農用地を、農用地を集積する対象として集落が位置づけた対象者に利用権を設定するなどした場合、更に、「耕作放棄地復旧加算」が交付されます。

ただし、国庫補助事業により耕作放棄地を復旧する場合、加算は交付されません。

耕作放棄地復旧加算（円／10a）

	田に復旧	畑に復旧	草地に復旧	採草放牧地に復旧
緩傾斜	1,500	500	500	

《協定に位置付けない場合》

協定の農用地の農業生産活動に悪影響を与えないよう、草刈り、防虫対策等を行う必要があります。

2. 耕作放棄地の解消の取り組み

パワーショベル集落の共同機械が大活躍

—どのような農地が耕作放棄されていたのでしょうか。



共同機械

中山間地域等直接支払制度で整備した共同機械。共同器具庫（写真右下）も、この制度による交付金で整備されました。

Aさん 一つは、圃場整備をした田だが、田の上にボーリングした穴があって、そこから水が流れ込んでいた。U字溝も詰まり、水が溜まっていた。いつも田に水が湧くので土が軟らかくなって、機械がはまる田だった。ここは約2年、耕作しなかった。

もう一つは、土地の持ち主が高齢で体調を崩した田。周りが耕作して守っていたが、管理や耕作の状況など様々な事情があって、約5年間、耕作しなかった。

—耕作放棄地は、どのような問題になりましたか。

Aさん まったく良いことはなかった。隣の田の草刈りをしていても意味がない。虫が湧いたり、イノシシが隠れたり。草を刈るといっても、大きな畦畔を含め、年4回も、収穫もないのに刈らないといけない。

—どのように農地に復旧されたのですか。

Aさん 平成12年に、中山間地域等直接支払交付金を充ててパワーショベルを買い、集落の共同機械にした。簡単な田直しでも使っているが、耕作放棄地の復旧でも使った。

排水が悪かった耕作放棄地は、パワーショベルで新しく溝を掘り、水が抜けるようにした。柔らかい田だったので鉄板を引いて作業をしなくてはいけなかった。

もう一つの田には、直径10cmを越える木が生えていたのでチェーンソーで切って、草も刈り払っていった。とても大変だったよ。

萱の根っこもすごかった。到底、トラクターでは耕起できない。パワーショベルで掘り起こし、田に水を入れて柔らかくして、何回もトラクターでかき混ぜて根っこを細かくした。そして、小さくなった根っこに火を付けて燃やしたけど、煙が出るので周りに気を使った（「野焼き」については末尾のQ&Aのとおり）。

この集落はまだ、12～13世帯に若い人がいるので、田に戻すことができる。他の集落は大変だと思う。



排水路の新設

手前：U字溝は枯れ草や土で埋もれて機能していません。
奥：パワーショベルで新たな排水路を掘られました。

—耕作放棄地になる前に予防することが最も大事と思いますが、何か取り組みはされていますか。

Aさん そのとおりだが、取り組みといえば休耕田の草刈りを皆でするくらい。若い人は共同化に理解を示していることもあって、集落の皆で農地を守っていけるのではないかと考えている。農地改革を体験された世代の方は、土地への愛着が強いし自立心もあって共同化には賛成してもらえませんが、この世代の方は年をとられても、元気に農地を守っておられます。

「農地を守る気持ち」を伝えたい

—集落での取り組みではどのようなことが大変でしょうか。

Aさん 意見をまとめることが大変だ。交付金がもらえる3月と、交付金の使い方を決める10月くらいの年2回に総会を開催している。それ以外にも役員会はしょっちゅうしている。ここで、23戸の意見がまとまるのは大変だ。パワーショベルを買う時も賛成、反対があった。使う人と使わない人がいる。お金を他に使いたいという希望もあった。

農業は大変だ。採算を考えたら、はっきり言って辛い。儲けにはならない。僕自身、手出しをして百姓をしている。「集落の皆で農業に取り組み、少しでも赤字を減らそうよ」と話をしている時に「いくら儲かる」と訊かれてしまう。その辺りの考え方は変わってもらいたい。「せつかくの農地を、自分たちで守りましょうや」という気持ちにいかにか持っていくかですね。



復旧した田への作付け

—とても大変なことですね。

Aさん 一人でやろうなんて気持ちにはなりません。賛成してくれる人がいるから、皆に働きかけることができる。

ここは、富山地区でも一番条件がいい。農地が残るならここしかない。40歳過ぎだが一若い人がいる、国道が一番近いなど条件が揃っている。農地をしっかり守っていくという気持ちを多くの皆さんが持っているのは、相当大きいと思う。「何で、損してまでやるか？」と僕に言われる方もいるが、そこは、集落を守る、この気持ちになるしかないんです。皆で少しずつ一頑張りながらやっていきたいと思います。水とか景観とか、そういう諸々のものを守る。土地を守りましょうという気持ちに、いかに変わってもらうかに尽きると思います。



平成18年に、豪雨による災害があった。多くの集落が市の支援を待っていた。

市の職員が、入石集落に到着した時、既に自分たちで竹を組んで防災に取り組みされていたそうです。災害のあった田の復旧も、自ら取り組みました。

「この集落は一」と大田市役所のN氏が教えてくれました。「行政に頼らず、自分たちで何とかしよう。やって当然という意識なんですよ。」



野焼きをしても良いのですか

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、平成13年4月1日から、廃棄物の野外等での焼却（いわゆる野焼き）は原則として禁止されています。

しかし、農業者が、田畑のあぜ道、用水路やため池などの刈り取った草を焼却する行為は、農業を営むためにやむを得ない焼却に当たりますので、焼却できますが、できるだけ他の方法での処理の検討をお願いします。

なお、焼却する場合であっても生活環境への配慮が必要であることから、ビニール袋や食品トレイなどプラスチック類の焼却はやめてください。

（平成20年3月末時点）

詳しくは、県廃棄物対策課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/haikibutsu/>